

環境アセスメント

(沖縄県環境影響評価条例のあらまし)



沖縄県

環境アセスメント（環境影響評価）制度とは

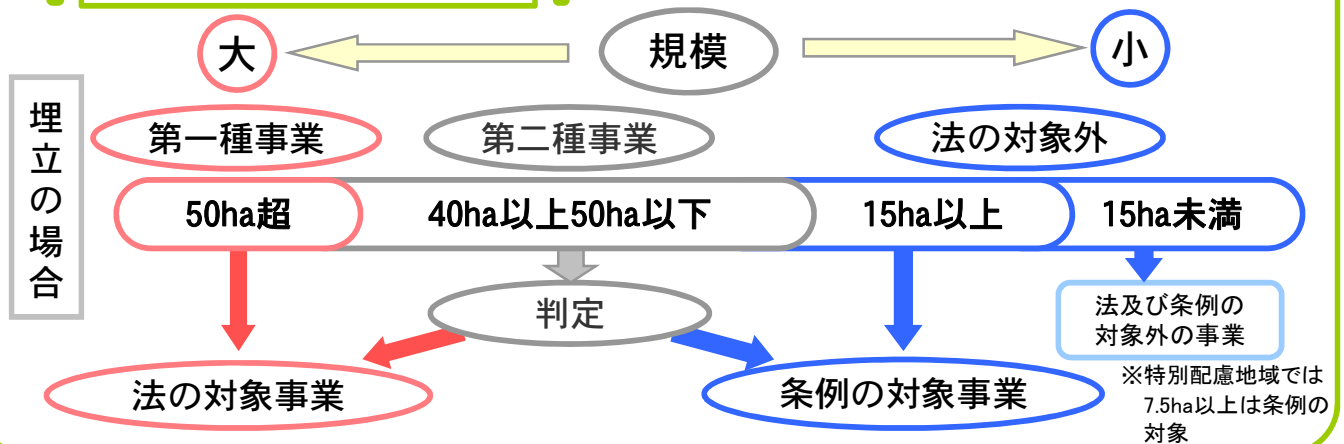
環境アセスメント制度は、土地の形状の変更や工作物の新設などで環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査・予測・評価を行い、その方法及び結果について公表し、住民や知事、市町村長等から意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的としています。

条例と環境影響評価法との関係

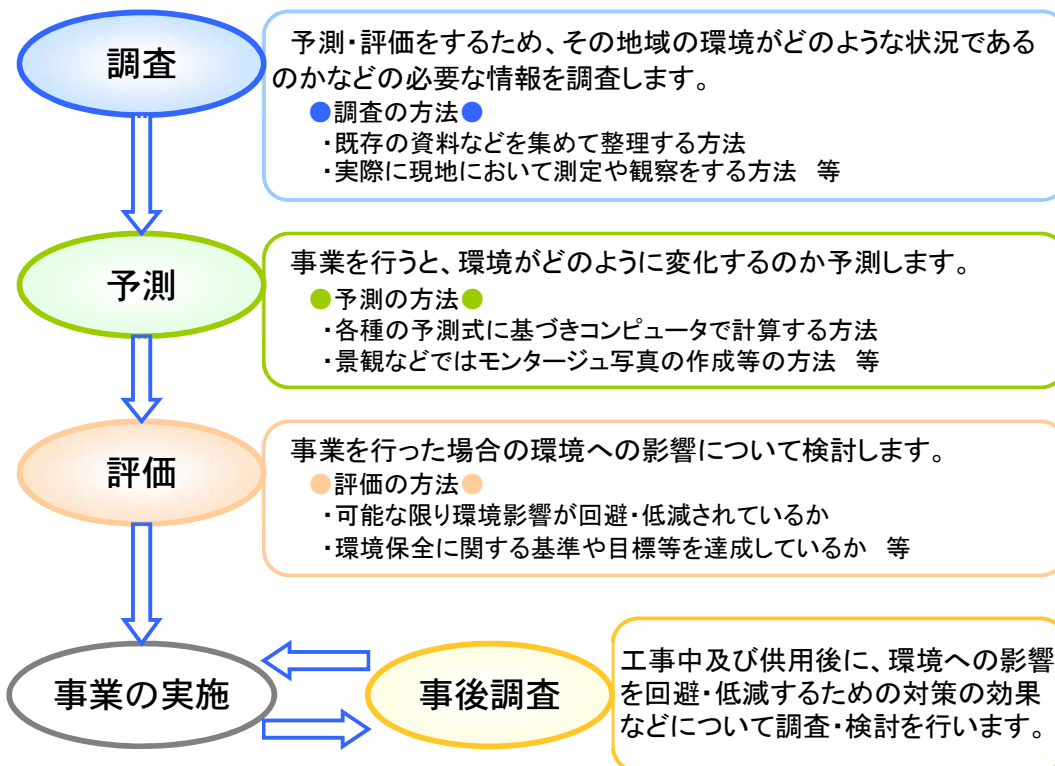
事業が「環境影響評価法」の第一種事業の場合は、同法に基づき環境影響評価の手続が行われます。事業が第二種事業に該当し、法に基づく手続で不要と判定された場合は、条例の対象事業となります。また、その他の法の対象外の事業においても、事業の種類及び規模によっては、条例の対象事業となります。（7ページの一覧を参照）

なお、事後調査については、法の対象事業であっても条例に基づき手続が行われます。

法と条例の対象事業の考え方



調査・予測・評価とは



環境アセスメントの項目

本県の環境影響評価条例では、大気質や水質、生態系等の環境要素を次の4つに区分し、その区分された環境要素ごとに環境アセスメントを行うこととしています。

(環境要素ごとの具体的な調査項目や調査・予測・評価の手法については、沖縄県環境影響評価技術指針に定めています。)

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

◎大気環境
○大気質 ○騒音 ○振動
○悪臭 ○低周波音 ○風害

◎水環境
○水の汚れ ○底質 ○水象
○地下水の水質 ○赤土等による水の濁り

◎土壌環境・その他の環境
○土壌汚染 ○地形・地質 ○地盤
○電波障害 ○日照阻害

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

◎陸域生物
◎海域生物
◎生態系

3 人と自然との豊かな触れ合い

◎景観
◎人と自然との触れ合い活動の場
◎歴史的・文化的環境

4 環境への負荷

◎廃棄物等
◎温室効果ガス等

Topic1

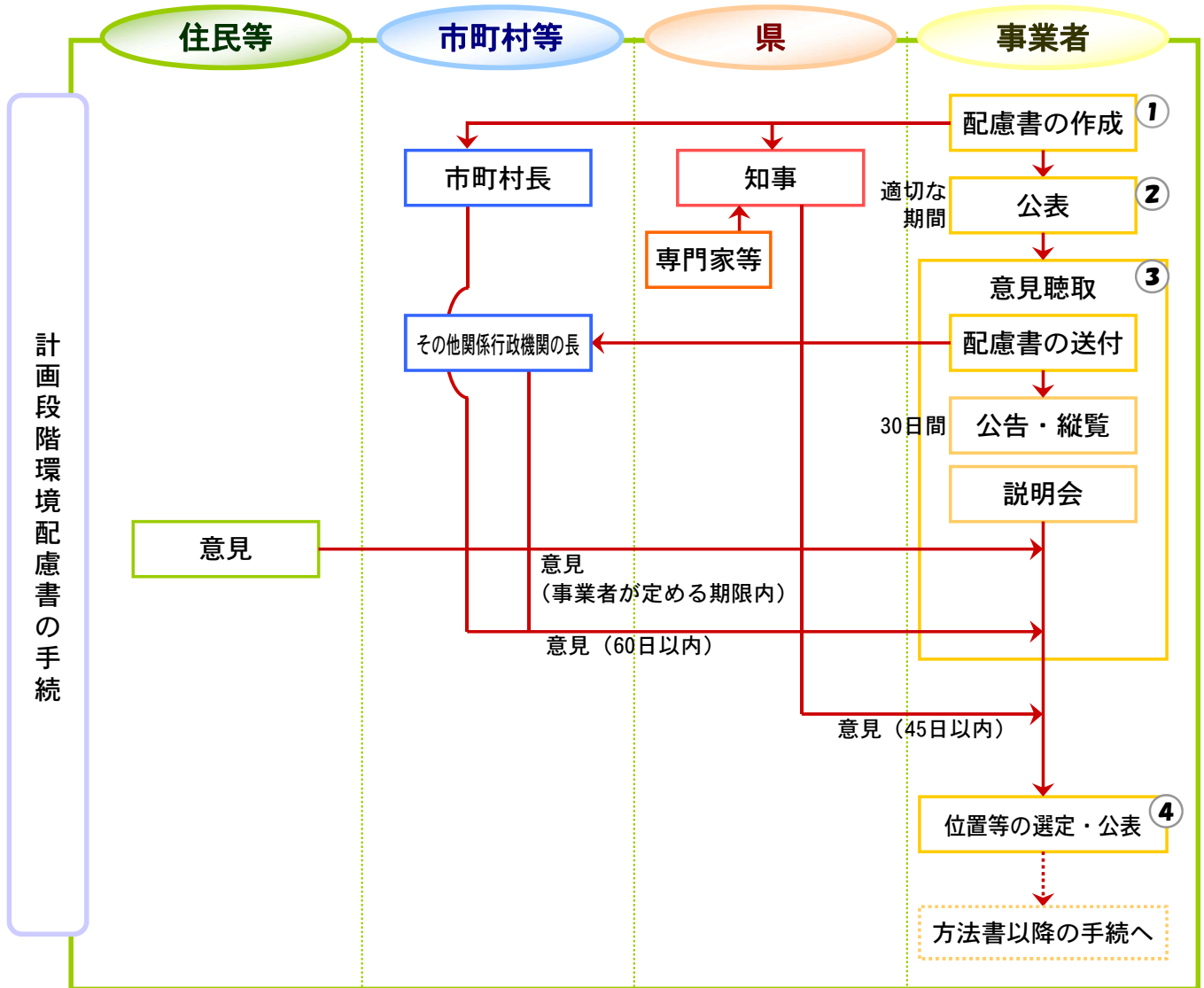
本県の環境影響評価手続について

本県は、日本で唯一の亜熱帯性多雨気候の島しょからなり、貴重な動植物種が生息・生育するなど、特殊な生態系を有している一方で、島しょ性という自然環境は、ぜい弱で環境容量が小さく、開発等により大きな影響を受けることが懸念されます。

このような自然環境等の県土の特性を考慮して、本県の条例に基づく環境影響評価手続には次のような特徴があります。

- ① 「特別配慮地域」を設定し、一般の地域より小規模なものから環境影響評価の対象としていること
- ② 他の都道府県では環境影響評価の対象事業となっていないものを対象事業として設定していること(砂防ダム、防波堤、養殖場の建設等)
- ③ 環境影響評価の対象となる環境要素に、「赤土等による水の濁り」、「歴史的・文化的環境」を盛り込んでいること

環境アセスメントの手続の流れ①



Topic 2

配慮書手続について

配慮書手続は、平成25年度から新たに設けられた手続であり、事業への早期段階における環境配慮を可能にすることを目的にしたものです。

事業の早期段階（事業の位置・規模の検討段階）において複数案を設定し、それぞれの案ごとに重大な環境影響について調査・予測・評価を行う。

より効果的な環境配慮の実施

これまでの環境影響評価手続は、既に事業の枠組み（事業の位置・規模、構造・配置等）が、ある程度決定されている段階から始まっていたことから、環境保全措置の検討や実施について柔軟な対応が難しい場合がありました。配慮書手続は、これらの事業の枠組みの検討段階において行われることから、より効果的な環境配慮が図られることが期待されます。

環境影響評価手続の効率化

配慮書手続において検討された結果を活用して、方法書以降の環境影響評価手続が効率的に行われることが期待されます。

環境アセスメント手続の説明①

① 配慮書の作成

事業者は、事業の位置・規模、構造・配置等に関する複数案を設定し、それぞれの案ごとに、重大な環境影響について調査・予測・評価した結果を記載した配慮書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

② 配慮書の公表

事業者は、関係地域内等やウェブサイト上において、適切な期間、配慮書を公表します。

③ 意見聴取

事業者は、配慮書又は配慮書の案について一般および関係行政機関の長（市町村長、その他関係行政機関の長）から環境の保全の見地からの意見を聴くよう努めます。

関係行政機関の長から意見を聴く場合には、事業者は、これら関係行政機関の長に配慮書を送付します。また、関係行政機関の長は、60日以内に、事業者に対して意見を提出することができます。

住民等の意見を聴く場合は、事業者は、公告・縦覧を行い、説明会を開催します。また、住民等は、事業者が定める期限内に意見を提出することができます。

なお、事業者が計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程で、意見を複数回求める（配慮書の案を作成して意見を求める）よう努めることになります。

④ 位置等の選定・公表

知事は、専門家等の意見を聴いて、45日以内に意見を提出することができます。

事業者は、知事の意見や③の意見聴取の結果を考慮して、事業の位置・規模、構造・配置等を選定し、その選定結果を公表します。

Topic 3

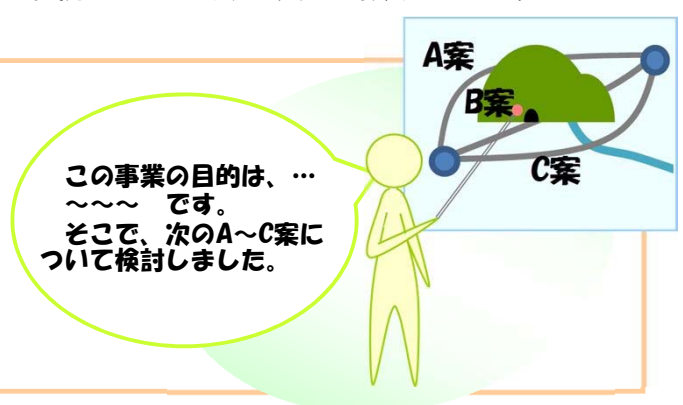
配慮書手続における本県独自の規定について

本県においては、環境影響評価法にはない独自の手続として、次の規定を設けています。

配慮書手続における説明会の開催

住民等が配慮書等について意見を述べる場合には、その内容や事業者の考え方について理解を深めた上で行うことが、より良い環境配慮を行うことにつながります。

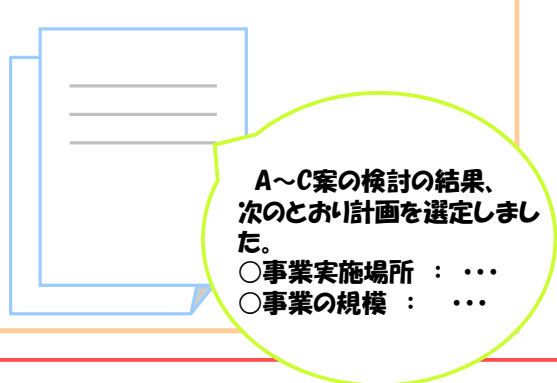
そこで、本県においては配慮書手続において事業者が住民等への説明会を開催することを定めています。



この事業の目的は、…
～～～です。
そこで、次のA～C案について検討しました。

位置等の選定結果の公表

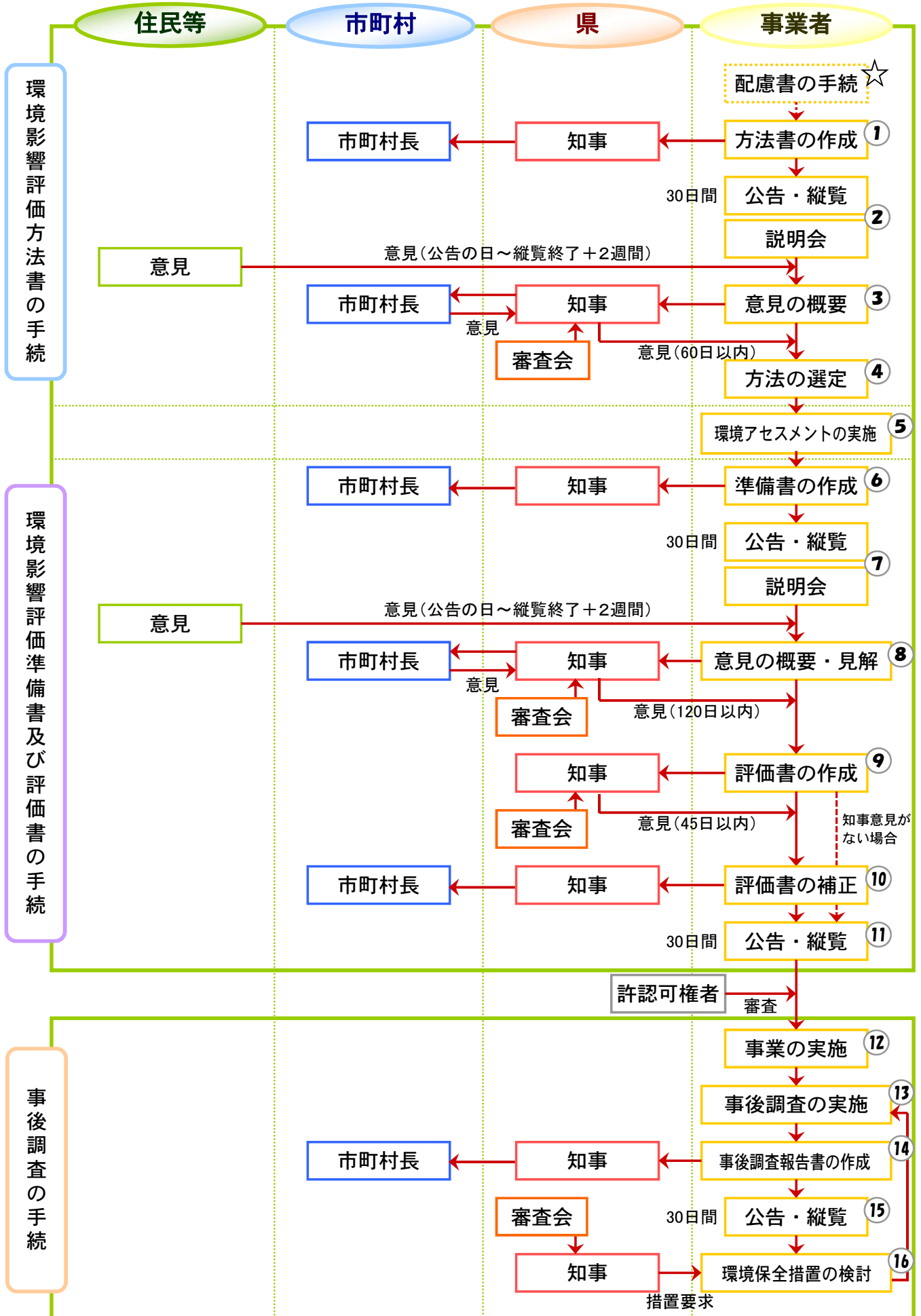
配慮書手続における検討の結果は方法書段階でも示されることになっていますが、配慮書についても意見がどのように事業計画に反映されているかを環境影響評価手続の各段階ごとにきちんと確認できるよう、配慮書手続の検討の結果（事業の位置・規模や構造・配置等の選定結果等）を公表することを定めています。



A～C案の検討の結果、次のとおり計画を選定しました。

○事業実施場所：…
○事業の規模：…

環境アセスメントの手続の流れ②



環境アセスメント手続の説明②

☆ 配慮書の手続から方法書以降の手続へ

事業者は、このパンフレットの3～4ページに示す配慮書手続を行い、事業の位置・規模、構造・配置等を決定した後、方法書以降の手続に移ります。

① 方法書の作成

事業者は、環境アセスメントの項目、調査・予測・評価の手法等を記載した方法書を作成し、知事に送付します。(関係市町村長には知事が送付)

② 方法書の公告・縦覧、説明会の実施

事業者は、方法書を作成した旨を公告し、関係地域内等で30日間縦覧に供します。また、縦覧期間内に関係地域内等において、方法書の記載事項を周知するため説明会を開催します。

③ 方法書への住民等の意見に係る概要書の作成

住民等は、方法書についての公告の日から縦覧終了後2週間の間に、事業者に意見を出すことができます。

事業者は、住民等意見の概要書を作成し、知事に送付します。(関係市町村長には知事が送付)

④ 環境アセスメントの方法の選定

知事は、審査会の意見を聴いて、住民等の意見に配慮し、関係市町村長の意見を勘案して、事業者に対して方法書についての意見を述べます。

事業者は、それらの意見を踏まえ、環境アセスメントの項目、調査・予測・評価の手法を選定します。

⑤ 環境アセスメントの実施

事業者は、選定した環境アセスメントの項目、調査・予測・評価の手法にしたがって環境アセスメントを実施します。

⑥ 準備書の作成

事業者は環境アセスメントの結果や環境保全措置等を記載した準備書を作成し、知事に送付します。(関係市町村長には知事が送付)

⑦ 準備書の公告・縦覧、説明会の実施

事業者は、準備書を作成した旨を公告し、関係地域内で30日間縦覧に供します。また、縦覧期間内に関係地域内等において、準備書の記載事項を周知するため説明会を開催します。

⑧ 準備書への住民等意見に係る概要書等の作成

住民等は、準備書についての公告の日から縦覧終了後2週間の間に、事業者に意見を出すことができます。

事業者は、住民等意見の概要書とそれらの意見に対する見解書を作成し、知事に送付します。(関係市町村長には知事が送付)

⑨ 評価書の作成

知事は、審査会の意見を聴いて、住民等の意見に配慮し、関係市町村長の意見を勘案して、事業者に対して準備書についての意見を述べます。

事業者は、それらの意見を踏まえ、準備書の内容に必要な修正を行って評価書を作成し、知事に送付します。

⑩ 評価書の補正

知事は、審査会の意見を聴いて、事業者に評価書についての意見を述べます。事業者は、知事の意見が述べられた場合はこれを踏まえ、評価書に必要な補正を行い、知事に送付します。(関係市町村長には知事が送付)

⑪ 評価書の公告・縦覧

事業者は、評価書を作成した旨を公告し、関係地域内で30日間縦覧に供し、環境アセスメントは終了します。

⑫ 事業の実施

事業の実施前に許認可等を要する場合、知事が許認可等を行う際には、許認可等の審査にあたり当該評価書の内容について配慮し、知事以外の者が許認可等を行う際には、知事は許認可等権者に対し評価書の写しを送付して評価書の内容に配慮するよう要請します。

事業者は、事業に関する免許等がなされた後、環境の保全に配慮して事業を実施します。また、工事の着手・完了時には、知事にその旨を届け出ます。

⑬ 事後調査の実施

事業者は、評価書の内容に従い、事後調査を実施します。

⑭ 事後調査報告書の作成

事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書にとりまとめ知事に送付します。(関係市町村長には知事が送付)

⑮ 事後調査報告書の公告・縦覧

事業者は、事後調査報告書を作成した旨を公告し、関係地域内で30日間縦覧に供します。

⑯ 環境保全措置の検討

知事は、審査会の意見を聴いて、事業者に環境保全に関する必要な措置を求めることができます。

事業者は、それを踏まえ、環境保全措置の検討を行います。



沖縄県環境影響評価条例の対象事業一覧表



事業の種類	対象規模	
	一般地域	特別配慮地域
1 道路		
一般国道・県道・市町村道・農道	2車線以上・10km以上	2車線以上・5km以上
一般国道・県道・市町村道	4車線以上・7.5~10km	4車線以上・3.75~5km
特別な場合の一般国道等	2車線以上・2km以上	2車線以上・2km以上
林道	車道幅員4m以上・2km以上	車道幅員4m以上・2km以上
2 鉄道・軌道		
普通鉄道・モノレール	長さ5km以上	長さ2.5km以上
新設軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
3 ダム・堰・放水路等		
ダム	貯水面積20ha以上	貯水面積10ha以上
堰	湛水面積15ha以上	湛水面積7.5ha以上
放水路	土地改変面積15ha以上	土地改変面積7.5ha以上
砂防ダム	堆砂敷面積5ha以上	堆砂敷面積2.5ha以上
4 発電所の建設		
水力発電所	出力1.5万kW以上	出力0.75万kW以上
火力発電所	出力5万kW以上	出力2.5万kW以上
風力発電所	出力1,500kW以上	出力750kW以上
5 飛行場の建設		
飛行場	すべて	すべて
ヘリポート	滑走路長30m以上	滑走路長15m以上
6 埋立て又は干拓	面積15ha以上	面積7.5ha以上
7 土地区画整理事業	面積30ha以上	面積15ha以上
8 農用地の造成又は改良		
農用地の造成	最大団地の面積20ha以上	最大団地の面積10ha以上
農用地の改良	最大団地の面積80ha以上	最大団地の面積40ha以上
9 工場団地の造成	面積30ha以上	面積15ha以上
10 住宅団地の建設	面積30ha以上	面積15ha以上
11 ゴルフ場の建設	面積20ha以上	面積10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設	面積20ha以上	面積10ha以上
13 廃棄物処理施設		
廃棄物焼却施設	処理能力50t/日以上	処理能力25t/日以上
PCB焼却施設	すべて	すべて
し尿処理施設	処理能力50kL/日以上	処理能力25kL/日以上
最終処分場	埋立面積10ha以上	埋立面積5ha以上
14 下水道終末処理場	計画下水量4万m ³ /日以上	計画下水量2万m ³ /日以上
15 工場・事業場	排出ガス量10万m ³ /h以上 排出水量5,000m ³ /日以上	排出ガス量5万m ³ /h以上 排出水量2,500m ³ /日以上
16 畜産農業施設の建設		
豚房施設	豚房面積5,000m ² 以上	豚房面積2,500m ² 以上
牛房施設	牛房面積5,000m ² 以上	牛房面積2,500m ² 以上
17 土石又は砂利の採取	採取面積10ha以上	採取面積5ha以上
18 鉱物の掘採の事業	掘採面積10ha以上	掘採面積5ha以上
19 防波堤の建設又は改良	堤長1,000m以上	堤長500m以上
20 養殖場の建設	面積15ha以上	面積7.5ha以上
○ 港湾計画	埋立・掘込み面積の合計150ha以上	

注1 「特別配慮地域」とは、国立公園特別地域等の自然環境保全上、特に配慮が必要な地域をいう。

注2 「特別な場合の一般国道等」とは、森林計画に定める森林区域を通過する、もしくは島しょ間を橋梁等で通過する一般国道等をいう。

注3 「廃棄物焼却施設」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設をいう。

注4 「最終処分場」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場をいう。

より良い環境アセスメントのために

環境アセスメントの流れと住民の関わり

● 住民の意見について ●

環境の保全に関して意見のある人は、誰でも配慮書、方法書、準備書について意見を出せます。いずれも新聞、県や市町村の広報などで公告されてから30日間縦覧（通常、事業者の事務所や役場等で見るができる）されます。そこで、住民の皆さんは、事業者が定める期間内に書面で意見を出すことができます。

1 計画段階環境配慮書について

配慮書では、事業計画の早期段階において事業が与える環境影響について検討し、重大な環境影響を明らかにします。

これを見て住民は、「他にもこんな重大な環境影響がある」とか「もっと詳しく調べて」などの意見を言うことができます。

2 環境影響評価方法書について

方法書では、環境アセスメントの中でどういう環境要素（水質、大気汚染、騒音、赤土等による水の汚れ、動植物など）をどのように調査・予測・評価するのか（コンピュータシミュレーション等）を示します。

これを見て住民は、「あれも調べて」とか「ここには珍しい鳥がいるから気をつけて」などの意見を言うことができます。

3 環境影響評価準備書について

準備書は、環境アセスメントの結果であり、事業の実施により環境はどう変わるのか、事業者はそれにどのような対策を講じるのか、そしてその対策は十分かどうかについて事業者の考え方が示されます。

これを見て住民は、「もっとこういう対策が出来るはずだ」とか「予測のやり方が不十分」などの意見を出すことができます。

4 環境影響評価書について

準備書に対する住民意見や、市町村長、知事の意見を踏まえ、事業者が「そうか、この対策が必要だな。」など必要に応じて準備書を修正して、評価書としてとりまとめられます。

その評価書について再度、知事に意見を聴き、最終的な評価書を作成して公告・縦覧した後に事業を実施することになります。

環境アセスメントにおけるみんなの関わり

1 住民等の関わり

日頃から身近な環境と触れ合いつつ、有用な環境の情報を有する立場から、環境アセスメントの手続過程において、説明会へ参加したり、環境の保全の見地から意見を述べます。

2 県の関わり

環境アセスメントの適切な管理・運営を行うとともに、手続の各段階で意見を述べます。

また、環境アセスメントに関する情報の収集・整備・提供など環境アセスメントを支える基盤を整備します。

3 事業者の関わり

できるだけ早い段階から事業に関する情報を提供して有益な環境情報を幅広く収集し、環境アセスメントを適切に実施します。

環境アセスメントの結果に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全のための適切な措置を講じ、事業による環境影響を回避、低減します。

4 市町村の関わり

地域の環境保全に責任を有する立場から、環境アセスメントの手続の各段階で意見を述べます。



ヤンバルの森



ヤンバルクイナ



カンムリワシ

沖縄県環境生活部環境政策課

〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1-2-2

T E L : 098-866-2183
F A X : 098-866-2308
E-mail : aa025003@pref.okinawa.lg.jp

※ 環境影響評価に関する情報を環境政策課のウェブサイトにて提供しています。

URL : <http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seisaku/index.html>

2014年1月発行

このパンフレットは再生紙を使用しています。